

平成29年度 交通安全市民運動 実施要綱

全国の平成29年交通安全年間スローガン

(一財)全日本交通安全協会・(株)毎日新聞社

- ◎ 運転者（同乗者を含む）に対するもの
抱っこより 深い愛情 チャイルドシート
- ◎ 歩行者・自転車利用者に対するもの
身につけよう 命のお守り 反射材
- ◎ こども部門
ペダルこぐ 免許はないけど ドライバー



京都市
CITY OF KYOTO

平成29年度 交通安全市民運動実施方針

1 交通安全市民運動の推進

市民、事業者、警察、行政のパートナーシップの下、交通安全知識を広く普及し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない、すべての人が安心・安全で、健やかに暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 年間を通じて実施する運動

◆ 交通マナーを高めよう市民運動

ア 最重点

- 子どもの交通事故防止対策の推進
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 自転車の安全利用の推進

イ 重点

- 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進
- 飲酒運転根絶の推進
- シートベルト・チャイルドシート着用の推進
- 二輪車の安全利用の推進
- 迷惑駐車対策の推進
- 暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進
- 運転中・歩行中のスマートフォン、携帯電話等の使用追放の推進 本市独自

(2) 期間等を定めて実施する運動

◆ 各季交通安全運動

春の全国交通安全運動	平成29年 4月 6日(木)～4月15日(土)
夏の交通事故防止市民運動	平成29年 7月21日(金)～8月20日(日)
秋の全国交通安全運動	平成29年 9月21日(木)～9月30日(土)
年末の交通事故防止市民運動	平成29年12月11日(月)～12月31日(日)

◆ 市内全域で各区の実態に応じた交通安全街頭啓発を実施する日

市域一斉交通安全街頭啓発日	平成29年 5月20日(土)
	平成29年 7月 1日(土)
	平成29年10月20日(金)
	平成30年 3月 1日(木)

※市域一斉交通安全街頭啓発日においては、交通事故多発箇所等において実施する等、実効が上がるような街頭啓発を実施すること。

2 運動の進め方

- (1) 各区交通対策協議会等及び各学区交通安全推進会等は、各取組の重点及び実施内容を踏まえ、創意工夫を凝らした積極的な取組を推進します。
- (2) 実施機関は、それぞれの実情及び特性に応じた具体的な実施計画を定めるとともに、傘下の機関及び団体に実施内容を周知し、この運動の推進と気運の盛り上げを図ります。

3 実施・協賛機関

京都市、京都府警察本部、各区交通対策協議会等、各学区交通安全推進会等、その他関係機関等

～交通マナーを高めよう市民運動～

【目 的】 「京都市交通安全基本条例」に基づき、市民一人ひとりが交通社会における責任を自覚し、交通安全を自らの問題としてとらえ、相手を思いやる心を育み、正しい交通ルールの実践と、交通マナーを高めることにより、交通事故を防止して、安全で円滑・快適な交通社会を実現しようとするものです。

【スローガン】 「思いやりで高めよう！ 京都の交通マナー」

【シンボルマーク】 人々が手をつなぎ、ハート（心）をつないで交通安全を呼び掛けた姿をデザインしたものの。中心人物は交通の「交」の字をアレンジしたものです。



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
自動車・バイクの 運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人優先」の考えの下に、通学路や生活道路、商店街など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、幹線道路を利用するようにしましょう。 ・ 特に、子どもや高齢者の多い学校周辺や高齢者施設等のある地域ではスピードを落として慎重に運転をしましょう。 ・ 自動車運転時に急加速や必要のない急ブレーキを行わない等安全で環境に優しい運転を励行しましょう。
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを守りましょう。 ・ 歩行者の通行の頻繁な歩道等では自転車を押して歩く等、歩行者等に危険を及ぼさないように思いやりのある運転をしましょう。
歩 行 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢歩行者の交通事故は自宅から1kmの徒歩圏内で発生しています。自宅周辺だから、通り慣れた道だからと油断せず、交通ルールを守りましょう。 ・ 交通量の多い道路の横断など、車や自転車の運転者に迷惑を掛けるような行動は慎み、自分の命は自分で守る行動をとりましょう。 ・ 「歩きスマホ」等注意力が散漫になる行為はやめましょう。 ・ 夜間の外出時には反射材用品を活用する等、運転者から目立つ工夫をしましょう。
地 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や行政等と連携しながら、飲酒運転や危険ドラッグ使用など、悪質運転者を許さない地域づくりをしましょう。 ・ 子ども、高齢者、自転車の交通事故防止のため、保護誘導活動や家庭訪問、声掛け活動等の地域が一体となった交通ボランティア活動を推進しましょう。 ・ 運転免許証を自主返納した高齢者の日常生活を確保するため、地域ぐるみで助け合いましょう。
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所では、あらゆる機会を通じて、従業員への交通安全教育を実施し、安全意識の向上を図りましょう。 ・ 事業所所在地では地域の交通安全ボランティア等と連携し、児童や高齢者の保護誘導活動等に積極的に参加しましょう。
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関、地域、保護者と連携し、一貫した交通安全教育や保護誘導活動を推進しましょう。 ・ 登下校時の見守り活動や保護誘導活動を理解するとともに、児童・生徒自らの意志で交通ルールやマナーを身につけさせましょう。
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりが交通事故を防止するための意識を持てるよう、あらゆる機会を通じた広報啓発、教育活動を行いましょう。 ・ 若者を中心とする層に対し、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努めましょう。 ・ 実施機関、団体、事業所、地域、学校、家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携・協力して効果的な活動が推進されるようにしましょう。 ・ 交通事故被害者等に対しては交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させる等被害者支援を積極的に推進しましょう。

子どもの交通事故防止対策の推進

【目的】 子どもに交通ルール遵守の大切さを学ばせ、正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には、子どもを思いやる運転意識の定着を図り、また、地域における子どもの保護誘導活動を促進するものです。

【スローガン】 「事故から守ろう！ 京の子ども 明るい未来」

【シンボルマーク】 子どもたちが運転者に注意喚起しながら道路を横断する様子と、車両の上に「！」を重ね、子どもたちに気付く運転者を表したもの。半円に描いた文字は、みんなが共に交通安全に気を配ることをイメージしたものです。

【運動推進日】 4月10日(月)・9月4日(月)は「子どもの交通事故防止推進日」



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時間帯に、狭い通学路はできるだけ通行しないようにし、やむを得ず通行する場合は、細心の注意を払って運転しましょう。 ・ 子どもを見掛けたら、減速や停止をするようにしましょう。
子 ども は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の行き帰りは、通学路を守り、見守り隊や保護者の方の保護誘導に従いましょう。 ・ 歩く時も自転車に乗る時も、交通ルールや学校・家庭の決まりを守りましょう。
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTAとの連携、協働等により、親子で交通ルールを学ぶ機会の創設に努めましょう。 ・ 学校、行政、警察等と連携して、子どもの交通安全教育に取り組みましょう。 ・ 保護者等は、常に子どもの手本となるよう、交通ルールを守り、子どもに正しい交通安全行動を習慣付けましょう。 ・ 子どもの見守り活動や交通安全教室等の交通安全ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ・ 夜間時の歩行、自転車利用における反射材用品等の活用を推進しましょう。 ・ 子どもが自転車に同乗・乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した交通安全教室、登下校指導等を通じて、交通ルールの遵守、規範意識の醸成を図りましょう。 ・ 日常生活指導や学習を通じて、生命の尊重を学習し交通事故に遭わないための安全行動を身に着けさせましょう。 ・ PTAとの連携・協働等により、親子で交通ルールを学ぶ機会の創設に努めましょう。
実 施 機 関 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの交通事故防止推進日には、学校や地域と連携・協働して保護誘導活動や広報活動などを実施しましょう。 ・ 通学路や子どもが多く集まる公園、施設等周辺道路の交通環境の点検・整備と子どもの身の回り品への反射材用品等の普及を進めましょう。

高齢者の交通事故防止対策の推進

【目的】 高齢者に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には、高齢者を思いやる運転意識の定着と高齢運転者の運転適性に応じた運転の心掛けを醸成するものです。

【スローガン】 「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」

【シンボルマーク】 お年寄りに対して運転手の思いやりや事故への気配りをハートの手で表したものです。

【運動強化月間】 9月1日(金)から30日(土)までの1箇月間は「高齢者の交通事故防止強化月間」



<主な実施事項>

主体	実施事項
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の身体機能の変化や行動の特性をよく理解して、「止まる」「減速する」など、危険を回避するための早めの行動を心掛けましょう。 高齢者が日常的に利用する医療機関や福祉施設、スーパーなどの周辺や普段から高齢者が多く通行する住宅街では安全速度での運転を心掛けましょう。
高齢者は	<ul style="list-style-type: none"> 自宅付近での事故が多いことを理解し、慣れた道路でも十分気を付けましょう。特に道路を横断するときには、少し遠回りになっても横断歩道等を利用しましょう。 交通安全教室や自転車安全利用教室が実施される時は、積極的に参加しましょう。 暗くなってからの外出はできるだけ控え、やむを得ない外出は、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に着けましょう。 自動車等を運転する場合は、身体機能や健康状態を考え、不安を感じる前に運転を中止しましょう。また、場合によっては免許を返納するなど交通事故防止を第一に考えましょう。 自転車に乗車する時は、ヘルメットの着用に努めましょう。
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者家庭への訪問指導や見守り活動時の交通安全指導、交通安全教室の開催など、地域で高齢者を守る気運を高めましょう。 高齢者と離れて居住していても、こまめに連絡を取り、交通安全について声を掛けましょう。 高齢運転者の家庭は、かかりつけ医や近隣住民とも連絡を取り、危険な運転の兆候がないかどうかを確認しましょう。
学校では	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、歩行中や横断中の高齢者を認めた場合、一緒に横断するなど、児童・生徒に「勇気と優しさ」を持った行動などを、発達段階に応じて身に付けさせましょう。 高齢歩行者等の近くを自転車で通行するときの注意事項や事故発生時のリスク等について学習する機会を設けましょう。
職域では	<ul style="list-style-type: none"> 業務中の交通事故防止のため、高齢者の特性を理解し高齢者の事故などの情報を共有しましょう。 従業員家族の高齢者に対する事故防止についても、呼び掛けましょう。 事業所周辺地域での高齢者に対する、保護誘導活動や声掛け指導などのボランティア活動を行いましょう。
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> 各種広報媒体を活用して、広報啓発活動を強化するとともに、反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。 参加・体験・実践型の交通安全教室などを積極的に開催しましょう。また、老人クラブや社会福祉協議会の集まりなど、自治体、関係機関が実施する高齢者参加行事での交通事故防止を呼び掛けましょう。 運転免許証自主返納制度を家族等に理解できるよう広報しましょう。また、自主返納を促すための取組を進めましょう。

自 転 車 の 安 全 利 用 の 推 進

- 【目 的】** 「京都市自転車安心安全条例」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、市民総ぐるみで自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転の励行を普及・啓発し、自転車の迷惑な又は危険な運転による交通事故の防止を図るものです。
- 【スローガン】** 「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」
- 【シンボルマーク】** 自転車が道を軽快に走りぬけるところをイメージしたもの。ハートが思いやりをラインがマナーアップを表現しています。
- 【運動推進日】** 毎月20日は「自転車の安全利用推進日」
- 【運動強化月間】** 5月1日(月)から31日(水)までの1箇月間は「自転車安全利用推進月間」



<主な実施事項>

主体	実施事項
自転車・バイクの 運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルールを守らない自転車利用者もあることから、危険を予測した運転に努めましょう。
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両としてのルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを認識しましょう。 ・ 「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した利用を心掛けましょう。 ・ 自転車を定期的に点検整備し、損害賠償責任保険等に加入しましょう。 ・ 転倒時の被害軽減のため、幼児・児童だけでなく、全ての人がヘルメットの着用を努めましょう。 ・ 夜間の点灯を徹底し、自転車の側面等に反射材用品を取り付けましょう。
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児から高齢者まで、自転車の運転者としての意識を持たせましょう。 ・ 地域での自転車安全利用教室の開催や、見守り活動で自転車指導を行うなど自転車のルールの遵守やマナーの実践に地域ぐるみで取り組みましょう。 ・ 保護者等がルールやマナーを守り、日常生活の中で実践しながら、繰り返し子どもたちを指導しましょう。
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒に対して、自転車安全利用教室を計画的に開催するとともに、教育活動全体を通じて、自転車の正しい利用、点検整備、加害事故を含む自転車の交通事故防止等の安全教育を実施しましょう。 ・ 自転車通学者のいる学校では、京都府自転車安全利用推進員制度等を活用し、交通安全ボランティア活動に参加しましょう。 ・ 小学校・中学校・高等学校が連携した自転車対策に取り組みしましょう。 ・ 地域やPTAと連携した指導・広報啓発活動を実施しましょう。
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市自転車安全利用推進企業制度や、京都府自転車安全利用推進員制度等を活用した職場教育を実施し、業務中の事故を防止するだけでなく、職員の家庭における教育や交通ボランティア活動にもつなげていきましょう。
実 施 機 関 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自転車安全利用五則」が遵守されるよう、あらゆる機会を通じて市民に広報しましょう。 ・ ボランティアと連携しながら、広報啓発、教育等のあらゆる活動を通じて市民に周知し、自転車を安全に利用する意識を高めましょう。 ・ 幼児2人同乗用自転車の安全利用、自転車シートベルト、全年齢層へのヘルメットの着用、自転車賠償責任保険等の加入を呼び掛けましょう。 ・ 「京都市自転車安心安全条例」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」等を踏まえ、安心して安全に自転車が利用できる環境づくりを進めましょう。

早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進

【目的】 視認性が低下することにより、周囲の安全確保がしにくくなる夕暮れ時等に、車両等の運転者が、早めにライトを点灯することで、他の道路利用者の早期発見と自車の存在を周囲にいち早く知らせ、また、歩行者が、夜間に外出するときに反射材用品等を着用することで、車両等に自らの存在をアピールして早期発見を促し、交通事故の防止を図るものです。

【スローガン】 「早めのライト 安全サイン」

【シンボルマーク】 ゆとりをもって安全運転を心掛けることをイメージしたもの。渦巻きが道路を、目がライト点灯を、背景が夕暮れを表現しています。



<主な実施事項>

主体	実施事項
自転車・バイクの運転者は	<ul style="list-style-type: none"> 自車の存在を道路利用者に早く知らせるために、夕暮れ時や気象状況等に応じて、早めのライト点灯を習慣付けましょう。 他車、歩行者等が確認しにくいことを自覚し、安全な速度で通行する等、ゆとりのある運転を心掛けましょう。 夜間の走行時は、原則ハイビームを使い、対向車がある場合には、ロービームに切り替えるなど、早い段階で前方の安全を確認しましょう。
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> 早めのライト点灯を徹底するとともに、自転車の側面への反射材用品の取付け等をしましょう。
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> 夕暮れ・夜間の外出時に衣服や靴、鞆など身の回り品に反射材用品等を取り付けるなど、「目立つ工夫」を心掛けましょう。高齢歩行者は、特に反射材用品を身に着けるよう努めましょう。
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> 夜間に死亡事故が多発していること、とりわけ高齢歩行者の事故が多いことなどを積極的に広報・啓発しましょう。 家庭の中でも、反射材用品等の使用について話し合しましょう。
学校では	<ul style="list-style-type: none"> 夕暮れ・夜間の交通事故防止のための早めのライト点灯、反射材用品等の着用に指導しましょう。
職域では	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理者、安全運転管理者等は従業員に対し、夜間の危険性を理解させ、安全運転の励行と早めのライト点灯を指導しましょう。 また、道路等で夜間作業に従事する従業員には、視認性の高い反射材用品を着用させましょう。
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> 反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を進めるとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育や展示会等による広報啓発を進めましょう。 反射材用品等は高齢者を中心に全年齢層を対象として普及を進めましょう。

飲酒運転根絶の推進

【目的】 市民一人ひとりに「飲酒運転を絶対にしない・させない」という意識を徹底することにより、悲惨な交通事故の要因となる飲酒運転の根絶を図るものです。

【スローガン】 「飲んだなら 運転しません させません」

【シンボルマーク】 ビールジョッキを車に見立て飲酒運転はダメ！と「×印」を力強く表現したものです。



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運転者等は	<ul style="list-style-type: none"> 「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちを払拭し、「飲酒運転は犯罪」であることを認識して、絶対にしないことを決意しましょう。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転の危険性、違法性、飲酒事故を起こした場合の社会的責任や代償の大きさ等について話し合しましょう。
地域では	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、地域での行事の機会をとらえ、飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性等についての啓発に努めましょう。 飲酒運転の兆候が見られる人がいれば、家族、警察、行政機関などに相談しましょう。
学校では	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転は人の命を奪う重大悪質な犯罪行為であることや命の大切さについて学ぶ機会を設けましょう。 大学生には飲酒事故の社会的責任や代償の大きさについても指導しましょう。
職域では	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼時や各種行事を利用した交通安全指導や社内広報紙・誌の活用により、飲酒運転を許さない職場環境づくりに努めましょう。 酒癖やアルコール依存症等の相談を通じて産業医や家族との連携を図り、飲酒運転をさせないようにしましょう。
飲食店等では	<ul style="list-style-type: none"> 酒類を提供する飲食店等では、自動車を運転する者には酒類を提供しない、酒を飲んだ者には運転させないを徹底しましょう。 運転代行やタクシー会社との連携にも努めましょう。
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会を通じて飲酒運転の危険性を知らせる交通安全教育や広報活動を実施しましょう。 酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。 地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発、相談、指導及び支援等関係機関が連携した取組を推進しましょう。

シートベルト・チャイルドシート着用の推進

- 【目的】 交通事故による被害の防止・軽減を図るため、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果の普及と正しい着用を徹底するものです。
- 【スローガン】 「みんなの命 シートベルトが守ります」
- 【運動推進日】 毎月1日は「シートベルト・チャイルドシート着用推進日」

<主な実施事項>

主体	実施事項
運転者	<ul style="list-style-type: none">・ 自らがシートベルトを正しく着用するとともに、助手席及び後部座席同乗者のシートベルト着用を徹底しましょう。・ 幼児を乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
家庭	<ul style="list-style-type: none">・ 着用効果、必要性について話し合い、家族全員で正しい着用を実践し、習慣付けましょう。・ 幼児・児童・生徒の送迎時はチャイルドシート・シートベルトの着用について、保護者が責任を持って確認しましょう。・ 幼児・児童・生徒が自分の命を守るため、自ら進んで着用するよう指導・教育しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">・ あらゆる機会を通じて、シートベルト・チャイルドシートの着用意識を高めましょう。・ 地域での行事、車の相乗りなどでは、運転者以外でも声を掛け合い、必ず着用しましょう。
幼稚園等・学校	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園バス、スクールバス等に乗車させるときは、引率責任者等もチャイルドシートやシートベルトが正しく装着できているか、確認しましょう。
職域	<ul style="list-style-type: none">・ 通勤・業務中やプライベートも含めたシートベルトの確実な着用について指導しましょう。
実施機関	<ul style="list-style-type: none">・ あらゆる機会を捉え、着用意識を高めるための広報啓発活動を実施しましょう。・ 特に後部座席の着用率が低いため、関係機関・団体等と協力してシートベルトコンビンサー（模擬衝突体験機）などを使用した体験型の学習等による認識を深める教育を実施しましょう。

二 輪 車 の 安 全 利 用 の 推 進

【目 的】 手軽で開放的な乗り物、二輪車の安全な利用を、二輪車ライダーはもちろん、家庭や学校・事業所等全ての市民が取り組むことで二輪車の交通事故防止を図るものです。

【スローガン】 「『安全に。』 予断を許さぬ 二輪走」

＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車は、安定性が悪く、少しバランスを崩せば大きな事故に繋がるおそれのあることを再認識しましょう。 ・ 二輪車を運転する時は長袖、長ズボン、グローブ、ブーツ（運動靴）などの服装を着用しましょう。 ・ 事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットの正しい着用、膝・肘・胸部プロテクターの装着に努めましょう。 ・ 他の車両からの視認性を高めるため、反射材付きのウェア等視認性の高い服装を着用しましょう。 ・ 信号待ち車両の側方通過や無理な追越等はやめましょう。
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車を利用する青少年やツーリング同好者に対しては、二輪車事故のリスクや特性を理解させるとともに、二輪車の安全な利用について話し合う機会を持ちましょう。
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と連携して、生徒・学生に二輪車利用に関する学校の規則を理解させ、これを遵守させましょう。 ・ 二輪車による通学を許可し、使用させる場合は、実技を含めた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、警察や関係機関が実施する安全運転実技講習会等への参加を勧奨しましょう。
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車を通勤利用する従業員には通勤距離や経路等に無理がないか確認させ、安全指導を必ず行いましょう。 ・ 関係機関と連携して、実践的な二輪車安全教育を実施しましょう。 ・ 業務で使用する二輪車は、定期的に点検整備しましょう。
二輪車販売店では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時・修理時に、交通事故防止スクールや交通安全の装備品等の情報を積極的に提供しましょう。 ・ いわゆるリターンライダー等に対しては、二輪車の性能や特性について改めて理解させ、技量に見合った無理のない運転を呼び掛けましょう。 ・ 販売店等が実施するツーリングでは、参加者に応じた無理のない運転計画を立て、交通事故防止に努めましょう。
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種広報媒体を活用して、二輪車の安全な利用方法等についても広報啓発に努めましょう。

迷惑駐車対策の推進

- 【目的】** 市民一人ひとりが、迷惑駐車をしない、させない意識を一層高めるとともに、運転者及び自転車利用者の駐車マナーを向上させることにより、迷惑駐車のない安全で円滑・快適な交通社会を実現するものです。
- 【スローガン】** 「しない させない 迷惑駐車」
- 【運動推進日】** 毎月20日は「迷惑駐車をなくそう推進日」

＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迷惑駐車をしない自覚を持つとともに、公共交通機関を利用する等、不要・不急の自動車の使用は控え、迷惑駐車をしない環境づくりに努めましょう。 ・ 目的地の駐車場の有無を確認し、駐車場の確保を習慣付けましょう。
自 転 車 利 用 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい自転車利用を心掛け、駅周辺道路等の通行の妨げとなるような場所には絶対に駐車しないようにしましょう。 ・ 自転車の路上放置はやめ、近くの自転車駐輪場に置きましょう。
地 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区交通対策協議会等を中心とした街頭啓発活動及び回覧板等を利用した広報活動を展開しましょう。
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の駐車マナーの向上を図るとともに、マイカー通勤及び業務用車両の持ち帰りを自粛し、公共交通機関の利用を促しましょう。
実 施 機 関 で は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅・ターミナル周辺における駐車場を整備し、迷惑駐車及び放置自転車の防止を図りましょう。 ・ 関係機関団体と連携して、迷惑駐車の防止対策を推進するようにしましょう。 ・ 駐車行為の危険性・迷惑性をあらゆる広報媒体を活用して広報するとともに、追放気運を盛り上げましょう。 ・ 駐車場の案内等により、駐車場の有効利用を促進するとともに、所有する土地等の空きスペースの有効活用を図りましょう。 ・ 幹線道路、駅ターミナル等における迷惑駐車や放置自転車を防止するため、道路パトロール等による指導、警告及び必要に応じて撤去活動を強化しましょう。

暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

【目的】 暴走族による集団暴走，爆音暴走は，交通秩序を乱す不法行為であるため，地域の安心・安全の確保と青少年の健全な育成に資する観点から，地域ぐるみの追放運動を展開するものです。

【スローガン】 「暴走は しない させない 見に行かない」

＜主な実施事項＞

主体	実施事項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期から，公共の場で他人に迷惑をかけるような行為をしないよう，教えましょう。 ・ 家庭では，暴走行為や危険な運転を肯定し，あおるような言動をしないようにしましょう。 ・ 交通事故の悲惨さや命の大切さについて語り合しましょう。 ・ 子どもに暴走行為の兆しが見られる場合には，できるだけ早くに学校，警察等に相談して暴走族等への加入を未然に防ぎましょう。 ・ 高校生等は，免許の取得や車両等での通学について，学校の方針に従いましょう。
地域・学校では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴走行為や暴走行為をあおるため，集まる兆しがある場合には，早めに警察に連絡しましょう。 ・ コンビニエンスストア，公園，ゲームセンター等の管理者や地元の祭礼行事等の主催者等は，暴走行為等に繋がる青少年等の集防止に努めましょう。 ・ 学校では，暴走族の悪質性を十分に理解させるとともに，暴走行為は絶対にしてはならないという意識を持たせ，暴走行為の兆しのあるところには近づかないよう，生徒への指導を徹底しましょう。 ・ 高等学校で「4ない運動プラス1」（バイクに乗らない，バイクを買わない，免許をとらない，バイクに乗せてもらわない，プラス子どもの要求に負けない）を実施しているところは，保護者と連携して，規則を守るよう指導しましょう。 ・ 通学等のため，車両等を使用させる場合は，ルールを守って走行できるよう交通安全教育を実施するとともに，暴走族等の集団に加入しないよう指導を徹底しましょう。
職域では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両通勤している従業員に対し安全運転の指導を徹底しましょう。 ・ 従業員等の服装や行動から，暴走族等の加入が疑われる場合は，保護者や警察等の関係機関へ相談しましょう。
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関紙・誌，ちらし等の発行，広報媒体を活用して暴走族追放の広報啓発活動等を実施しましょう。 ・ 暴走行為等の危険性，迷惑性等を内容とした講習会，交通安全教室等を開催しましょう。 ・ 暴走行為を行いにくい道路環境の改善等，暴走行為を防止するための環境整備を進めましょう。

運転中・歩行中のスマートフォン，携帯電話等の使用追放の推進

＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転中のスマートフォン，携帯電話等の使用が重大な事故の要因となる危険性を再認識しましょう。
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行中にスマートフォン，携帯電話等を使用・注視することは周囲への注意が散漫となる行為であることを認識し，歩行中は使用をしないようにしましょう。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン，携帯電話等の使用が交通事故につながる危険性があることを話し合しましょう。
地域・職域では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会合や回覧板を利用して，スマートフォン，携帯電話等の使用が交通事故につながる危険性があることを周知しましょう。
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン，携帯電話等の使用が交通事故につながる危険性があることを広報しましょう。 ・ スマートフォン，携帯電話等の使用は交通事故につながりかねない危険性があることの広報啓発活動をあらゆる機会を通じて推進するとともに，運転者に対しては，運転中にスマートフォン・携帯電話等を使用しない・させないよう徹底させましょう。

平成28年中の交通事故の発生状況について

平成28年中は、交通事故の発生件数、交通事故による死者数・負傷者数のいずれも前年に比べて減少しており、特に死者数は、前年（35人）から大幅に減少し、24人となったが、「第10次京都市交通安全計画」に掲げる「年間の24時間死者数20人以下・死傷者数5,200人以下」という目標を達成することはできなかった。

しかしながら、死傷者数は、平成22年から6年連続で減少しており、また、死者数も増減はあるものの長期的には減少傾向にあることから、これまで市民総ぐるみで取り組んできた交通安全市民運動や、京都府警察をはじめとする関係機関による活動の成果は、車両の安全性の向上や道路環境の整備・充実等と相まって、着実に現れてきていると考えられる。

一方で、平成28年中の死傷者数（5,816人）から計算すると、1年の間で、およそ253人に1人の市民が交通事故により死亡又は負傷していることとなり、未だ交通事故は、身近に潜む危険であり続けている。また、高齢化の進展により、死亡事故が減りにくくなっていることや、これまでの対策では抑止が困難な安全運転義務違反に起因する事故の割合が増えている状況を踏まえると、依然として、状況は厳しいと言わざるを得ない。

交通事故の減少傾向を更に加速させ、悲惨な交通事故に遭遇する方を1人でも減らしていくためには、「第10次京都市交通安全計画」に基づき、近年の課題として重点的に取り組んでいる子どもや高齢者の交通事故対策、更には、社会問題となっている自転車の利用マナーの向上や高齢運転者対策等、地域特性を踏まえつつきめ細かな施策を講じていくとともに、関係機関と密に連携しながら交通安全市民運動を推進し、市民一人一人の交通安全意識の向上を図っていく必要がある。

1 市内・府内・全国の交通事故発生状況

区 分	死者数		発生件数		負傷者数	
	対前年比	増△減	対前年比	増△減	対前年比	増△減
京 都 市	24 人		4,909 件		5,792 人	
	△11 人 (△31.4%)		△841 件 (△14.6%)		△1,059 人 (△15.5%)	
京 都 府	60 人		8,087 件		9,678 人	
	△27 人 (△31.0%)		△1,241 件 (△13.3%)		△1,584 人 (△14.1%)	
全 国	3,904 人		499,232 件		617,931 人	
	△213 人 (△5.2%)		△37,667 件 (△7.0%)		△48,092 人 (△7.2%)	

※ 全国の発生件数・負傷者数は概数値

2 高齢者の交通事故の状況（京都市内）

区分	平成18年 (10年前)	平成23年 (5年前)	平成26年	平成27年	平成28年
死者数/全死者数 (人)	18/45	25/47	8/21	13/35	9/24
負傷者数 /全負傷者数 (人)	1,298 /13,717	1,208 /10,418	1,079 /7,543	963 /6,851	844 /5,792
全死者数に占める割合	40.0%	53.2%	38.1%	37.1%	37.5%
全負傷者数に占める割合	9.5%	11.6%	14.3%	14.1%	14.6%

3 自転車事故の状況（京都市内）

区分	平成18年 (10年前)	平成23年 (5年前)	平成26年	平成27年	平成28年
発生件数 (件)	2,601	2,160	1,577	1,404	1,183
死者数 (人)	5	8	4	2	5
負傷者数 (人)	2,616	2,134	1,532	1,358	1,139
全死者数に占める割合	11.1%	17.0%	19.0%	5.7%	20.8%
全負傷者数に占める割合	19.1%	20.5%	20.3%	19.8%	19.7%

4 高齢ドライバーが第1当事者の交通事故の状況

区分	平成18年 (10年前)	平成23年 (5年前)	平成26年	平成27年	平成28年
事故件数 (原付以上)	10,762	8,288	5,878	5,281	4,551
高齢ドライバー (65歳以上) が第1当事者の事故件数 (原付以上)	1,177	1,206	1,085	1,030	983
事故件数 (原付以上) に占める割合	10.9%	14.6%	18.5%	19.5%	21.6%

5 行政区別事故発生状況

	発生件数 (件)		
	平成28年	平成27年	増減
北 区	333	365	△32
上京区	206	227	△21
左京区	368	417	△49
中京区	441	570	△129
東山区	286	273	13
山科区	383	472	△89
下京区	446	561	△115
南 区	587	754	△167
右京区	534	614	△80
西京区	414	525	△111
伏見区	911	972	△61
合 計	4,909	5,750	△841

	死者数 (人)			負傷者数 (人)		
	平成28年	平成27年	増減	平成28年	平成27年	増減
北 区	1	0	1	383	422	△39
上京区	3	1	2	233	254	△21
左京区	1	5	△4	425	486	△61
中京区	2	0	2	506	665	△159
東山区	2	2	0	338	326	12
山科区	2	3	△1	477	572	△95
下京区	3	2	1	529	670	△141
南 区	4	4	0	713	919	△206
右京区	2	5	△3	616	734	△118
西京区	4	6	△2	495	630	△135
伏見区	0	7	△7	1,077	1,173	△96
合 計	24	35	△11	5,792	6,851	△1,059



発行 平成29年3月
文化市民局くらし安全推進部
くらし安全推進課
京都市印刷物 第283206号